

浦河公共職業安定所発表
令和4年1月26日

担 当	浦河公共職業安定所 所 長 蒔田 眞也 雇用指導官 眞野 隆子 電話(0146)22-3036
--------	--

令和3年 障害者雇用状況の集計結果

(令和3年6月1日現在)

浦河公共職業安定所では、令和3年6月1日現在の障害者雇用状況の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者、知的障害者、精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用義務がある事業主から、毎年6月1日現在における障害者の雇用状況について公共職業安定所への報告を求めています。

浦河公共職業安定所管内の令和3年6月1日現在における雇用状況に関する集計結果は以下のとおりです。

集計結果のポイント

法定雇用率適用区分	法定雇用率	実雇用率			法定雇用率達成割合		
		浦河所	北海道	全国	浦河所	北海道	全国
民間企業	% 2.3	% 2.88	% 2.37	% 2.20	% 76.2	% 50.1	% 47.0
都道府県知事部局、都道府県機関、市町村長部局及び市町村の教育委員会等	% 2.6	% 2.05	% 2.46	% 2.62	% 71.4	% 67.1	% 72.8

【民間企業（43.5人以上規模の企業）】（法定雇用率2.3%）

- 集計企業数は 21社（前年より1社減少）
- 雇用率の算定基礎となる対象労働者数は 2,151.0人（対前年比3.2%（70.5人）減少）
- 雇用されている障害者の数は 62.0人（対前年比20.5%（16人）減少）
- 実雇用率は 2.88%（対前年比0.63ポイント減少）
- 法定雇用率達成企業の割合は 76.2%（対前年比3.5ポイント増加）

【 公的機関 】（法定雇用率 2.6%）

- 雇用率の算定基礎となる対象労働者数は 1002.0人（対前年比 12.9%（148.5人）減少）
- 雇用されている障害者の数は 20.5人（対前年比 19.6%（5.0人）減少）
- 実雇用率は 2.05%（対前年比 0.17ポイント減少）
- 法定雇用率達成機関の割合は 71.4%（前年度と同じ）

民間企業における雇用状況

障害者雇用率 2.3%が適用される民間企業の雇用状況をみると、障害者を1人以上雇用すべき企業（常用労働者が43.5人以上の規模の企業、以下「対象企業」という）21社において雇用されている障害者の数は62.0人で、実雇用率は2.88%となり法定雇用率を0.58ポイント上回った。

区 分		対 象 企業数	対象労働者数 (人)	雇用障害 者数 (人)	実 雇 用 率 (%)	達成企業の 割合 (%)
管 内	3年	21	2,151.0	62.0	2.88	76.2
	2年	22	2,221.5	78.0	3.51	72.7
北海道	3年	3,889	663,996.0	15,745.0	2.37	50.1
	2年	3,734	663,250.0	15,574.5	2.35	50.9
全 国	3年	106,924	27,156,780.5	597,786.0	2.20	47.0
	2年	102,698	26,866,997.0	578,292.0	2.15	48.6

（各年6月1日現在）

【浦河】

年	項目	対象企業の内訳			達成企業の割合		常用労働者数 (管内)		実雇用率		不足数 (管内)
		計	達成	未達成	管内	北海道	対象労働者数	障害者数	管内	北海道	
令和3年	21	16	5	76.2%	50.1%	2,151.0	62.0	2.88%	2.37%	5.5	
令和2年	22	16	6	72.7%	50.9%	2,221.5	78.0	3.51%	2.35%	5.5	
令和元年	29	22	7	75.9%	50.4%	2,560.5	84.0	3.28%	2.27%	6.5	

【 ハローワークの取組 】

民間企業については、

- ◎ 障害者の就職者数は着実に進展しておりますが、**23.8%**の企業が法定雇用率を未達成であるため、今後とも各企業が法定雇用率を達成するよう指導に努めてまいります。
- ◎ また、浦河公共職業安定所では、上記の法定雇用率達成指導を強化するとともに、障害を持つ求職者の紹介、雇い入れに対する助成、福祉施設と連携したチーム支援の充実、ジョブコーチ等を活用した職場適応・職場定着の促進等により、障害者の雇い入れ支援にも努めてまいります。

地方公共団体及び独立行政法人等については、

- ◎ 民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成機関に対しては、個別指導を実施することで法定雇用率の早期の達成に努めることとします。

(参 考)

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（**法定雇用率**）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

なお、平成30年4月から精神障害者の雇用が義務化されることに伴い、雇用率が引き上げとなっている。

- 一般の民間企業 ……2.3%（令和3年2月まで2.2%）
- 独立行政法人等 ……2.6%（ ” 2.5%）
- 国、地方公共団体 ……2.6%（ ” 2.5%）
- 都道府県等の教育委員会 ……2.5%（ ” 2.4%）

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 平成28年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成28年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること